

笠間市 障害者福祉計画

(平成19年度～平成23年度)

(素案)

今回の資料は、中間まとめとして、総論部分を記載しております。

平成19年3月

笠 間 市

目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画の基本的な考え方 | 1 |
| (1) 計画策定の背景 | 1 |
| (2) 障害者施策をめぐる新たな動き | 2 |
| (3) 計画策定の趣旨 | 3 |
| 2 計画の性格と期間 | 4 |
| (1) 計画の性格 | 4 |
| (2) 計画の対象者の範囲 | 5 |
| (3) 計画の期間 | 5 |
| 3 計画の策定体制 | 5 |
| 第2章 障害者（児）の現状と課題 | 6 |
| 1 障害者数の推移 | 6 |
| 2 身体障害者の状況 | 7 |
| 3 知的障害者の状況 | 8 |
| 4 精神障害者の状況 | 9 |
| 5 障害者数の推計 | 10 |
| 6 サービスの利用状況 | 11 |
| (1) 居宅サービス | 11 |
| (2) 施設サービス | 12 |
| 7 雇用の状況 | 15 |
| (1) 水戸公共職業安定所（笠間出張所）における雇用の状況 | 15 |
| 8 アンケート調査結果の概要 | 16 |
| (1) 対象者の属性 | 17 |
| (2) 生活の場の状況と希望 | 18 |
| (3) 日中活動の状況と希望 | 20 |
| (4) 障害のある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと | 23 |
| (5) まとめと課題 | 24 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 25 |
| 1 基本理念 | 25 |
| 2 基本的な視点 | 25 |
| 3 基本目標 | 26 |
| 4 施策の体系 | 28 |

第4章 施策の展開

- 基本目標1 理解と参加による福祉の推進
- 基本目標2 継続的な保健・医療サービスの提供
- 基本目標3 地域での自立生活支援の充実
- 基本目標4 雇用と就労支援の充実
- 基本目標5 とともに学びとともに育つ地域づくり
- 基本目標6 安心と安全のまちづくり

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進のために
 - (1) 障害者のニーズ把握・反映
 - (2) 地域社会の理解促進
- 2 推進体制の整備
 - (1) 庁内の推進体制の整備
 - (2) 地域ネットワークの強化
 - (3) 計画の点検・管理体制

資料編

- 1 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱
- 2 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿
- 3 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過

第1章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

我が国では、障害のある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障害者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5年には障害者基本法が成立し、障害者の自立と社会参加をさらに推進するために、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて、事業実施のための障害者に関する新長期計画及び重点施策実施計画が策定されました。

平成15年4月に身体障害者、知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は、従来の、行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きく転換しました。

この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障害のある人が地域で普通に暮らすための基盤整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消するため、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から施行されています。

障害者自立支援法では、精神障害を含め、障害のあるすべての人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担うとともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築を目指しています。

さらに、障害のあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられています。

(2) 障害者施策をめぐる新たな動き

■ 障害者自立支援法の施行 ■

平成17年11月に障害者自立支援法が成立しました。この法律では、①これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で市町村が一元的に提供する仕組みとなること、②障害者が持てる能力を発揮し「働ける社会」を目指すこと、③全国どこにいても公平なサービス利用のための手続きや基準を透明化、明確化すること、④増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し、支え合う仕組みを強化することなどがポイントとしてあげられています。

障害者自立支援法は平成18年4月1日から施行され、10月1日から法律に基づく具体的なサービスの提供が実施されることになりました。

■ 発達障害者支援法の施行 ■

発達障害は、人口に占める割合は高いにも関わらず、法制度もなく、従来の施策では十分な対応がなされていませんでした。

発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地域公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることを目的に、平成17年4月より発達障害者支援法が施行されました。

■ 障害者雇用促進法の改正 ■

働いている人、働くことを希望する障害のある人を支援するため、就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正され、平成18年4月より施行されました。具体的には、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携が盛り込まれています。

■ 学校教育法等の一部改正 ■

平成19年4月より、特殊学級から一人ひとりのニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育への転換、盲・ろう・養護学校の特別支援学校への転換が行われます。

■ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 ■

「高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)と、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が廃止され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」として一本化され、平成18年12月20日から施行されています。

(3) 計画策定の趣旨

近年の障害のある人を取り巻く社会状況や制度の変化に対応するため、旧市町の取り組みを継続しつつも、新たな枠組みの中で、新市にふさわしい「笠間市障害者福祉計画」を策定し、障害者施策のさらなる推進を目指します。

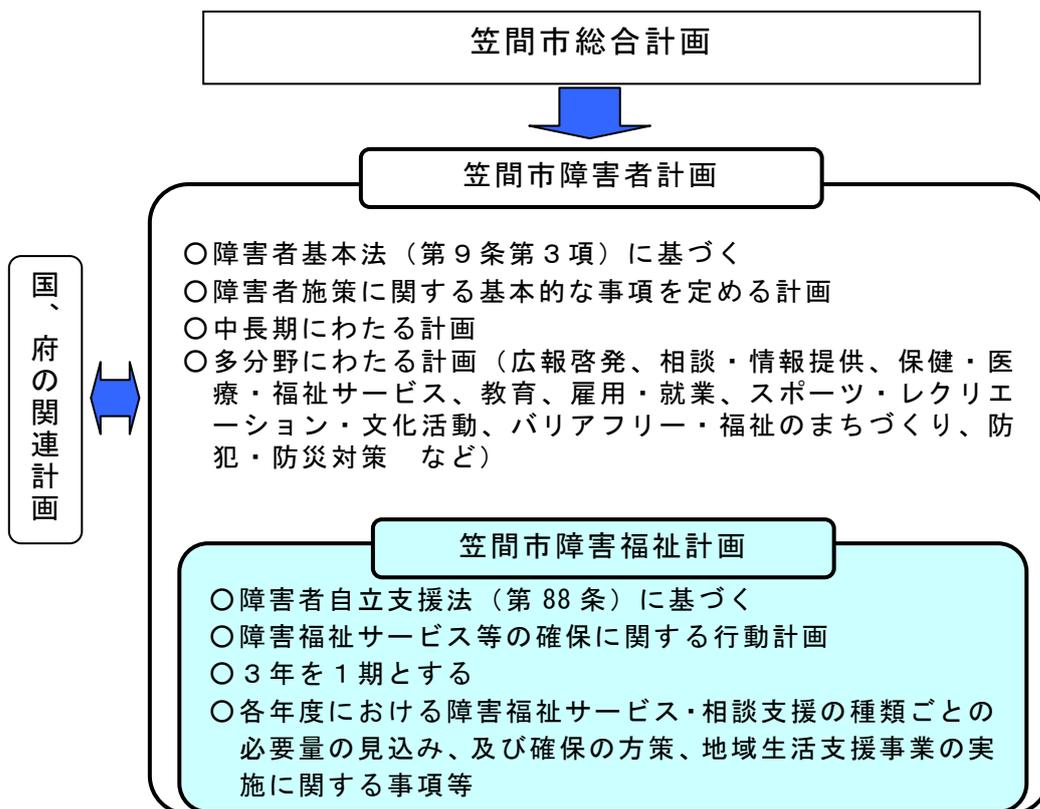
2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、市における障害のある人のための施策に関する基本的な計画であり、旧3市町の様々な障害者施策の取り組みを継承しつつも、障害のある人とその家族・団体の視点から捉えなおし、新たに策定するものです。

また、国の新「障害者基本計画」「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」及び県の「いばらき障害者いきいきプラン」（並びにそれを見直した「新茨城県障害者計画（仮称）」）を踏まえるとともに、新市の「総合計画」及び他の関連計画との整合性を持って策定されています。

■ 「障害者福祉計画」の位置づけ ■



(2) 計画の対象者の範囲

この計画は、障害者福祉に関する諸施策を地域社会全体で推進していくという観点から、計画の対象にはすべての市民を含みます。

(3) 計画の期間

この計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化などに応じて必要に応じて見直しを行います。

■ 計画の期間 ■

| 平成 18年度 | 平成 19年度 | 平成 20年度 | 平成 21年度 | 平成 22年度 | 平成 23年度 |
|-------------------------------|-------------------------|------------|-------------------------------|------------|------------|
| | 笠間市障害者計画 (平成19～23年度) | | | | |
| 第1期: 笠間市障害福祉計画 (平成18～20年度) | | | 第2期: 笠間市障害福祉計画 (平成21～23年度) | | |
| | | | | | |

3 計画の策定体制

この計画は、サービスを利用する当事者である障害のある人に対するアンケート調査を実施するとともに、障害者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験を有する者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

第2章 障害者（児）の現状と課題

1 障害者数の推移

障害者数の推移をみると、各障害とも年々増加傾向にあります。ただし、総人口に占める割合は、身体障害者が2.7～3.1%、知的障害者が0.5%、精神障害者が0.1～0.2%と微増ないしはほぼ横ばいとなっています。

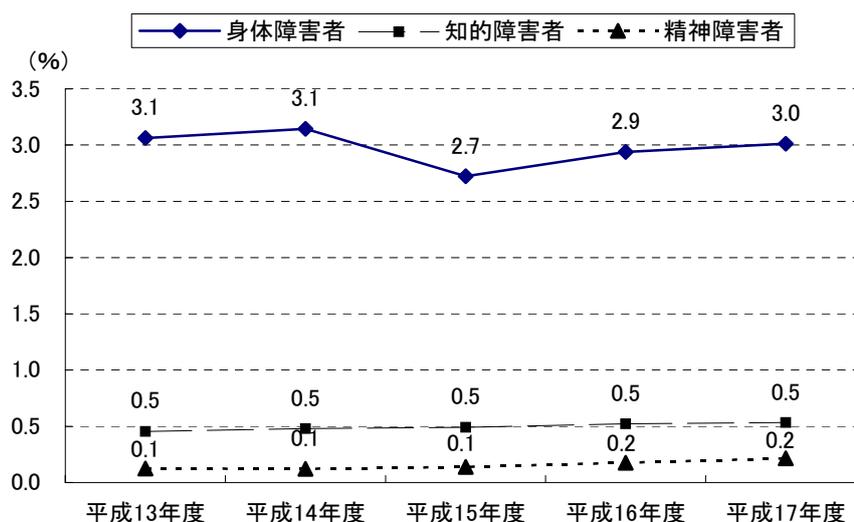
■ 市の障害者数 ■

| | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 | 平成 17年度 |
|-------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総人口 | 82,584人 | 82,429人 | 82,116人 | 81,961人 | 82,155人 |
| 身体障害者 | 2,529人 | 2,592人 | 2,237人 | 2,409人 | 2,474人 |
| 知的障害者 | 374人 | 394人 | 404人 | 427人 | 439人 |
| 精神障害者 | 102人 | 100人 | 115人 | 145人 | 176人 |

※障害者数は、手帳所持者数

資料：人口は「住民基本台帳人口及び外国人登録人口」（各年3月31日現在）
障害者数は社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

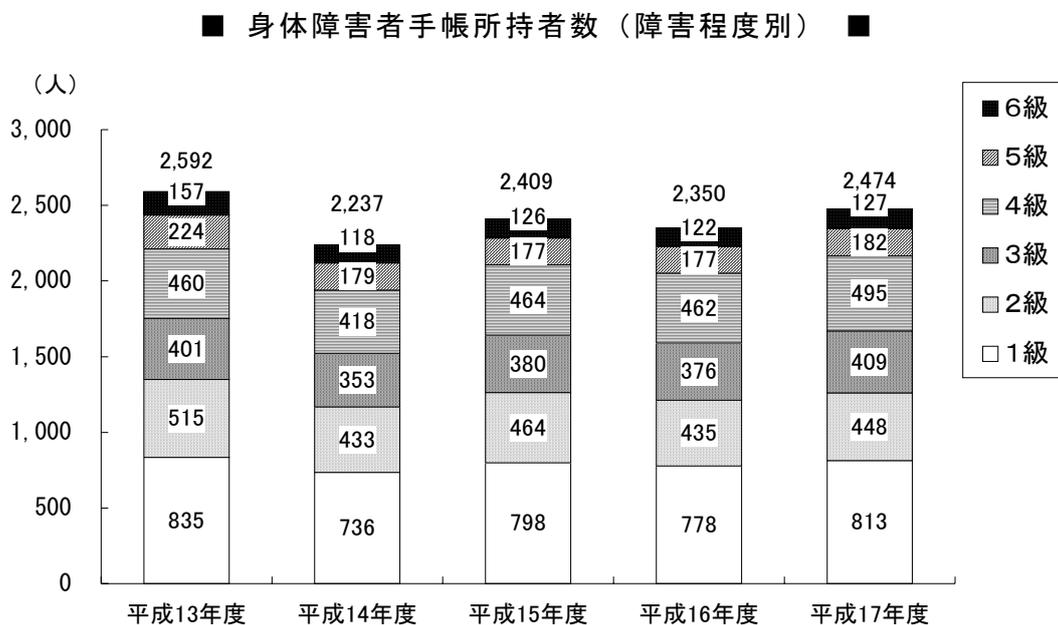
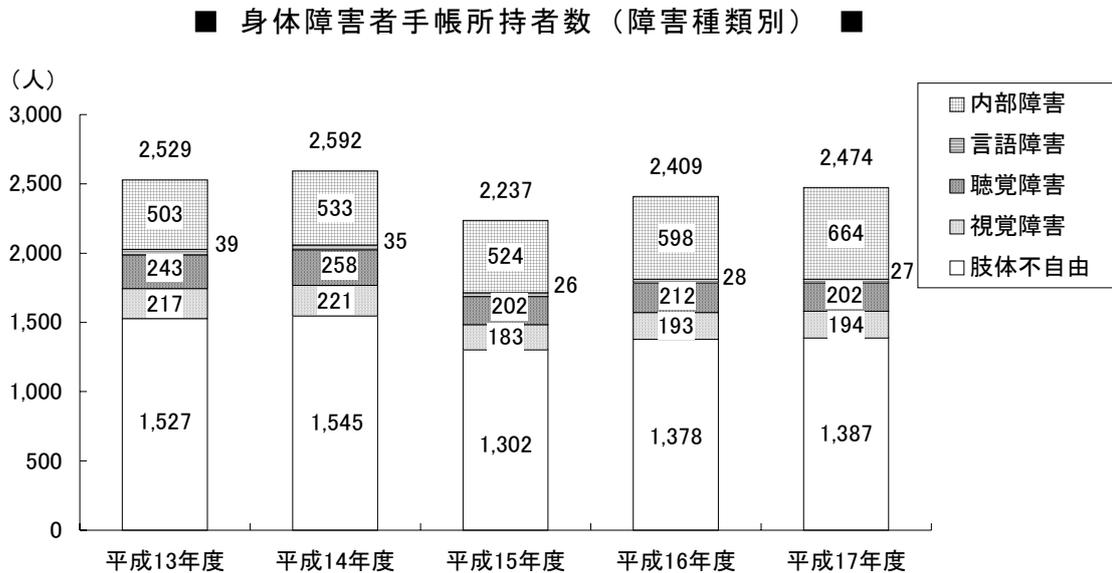
■ 総人口に占める障害者の割合の推移 ■



2 身体障害者の状況

平成18年3月31日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が1,387人（全体の56.1%）と最も多く、次いで内部障害664人（同26.8%）、聴覚障害202人（同8.2%）、視覚障害194人（同7.8%）、言語障害27人（同1.1%）の順となっています。

なお、障害程度別では3級と4級の占める割合が、年々微増しています。

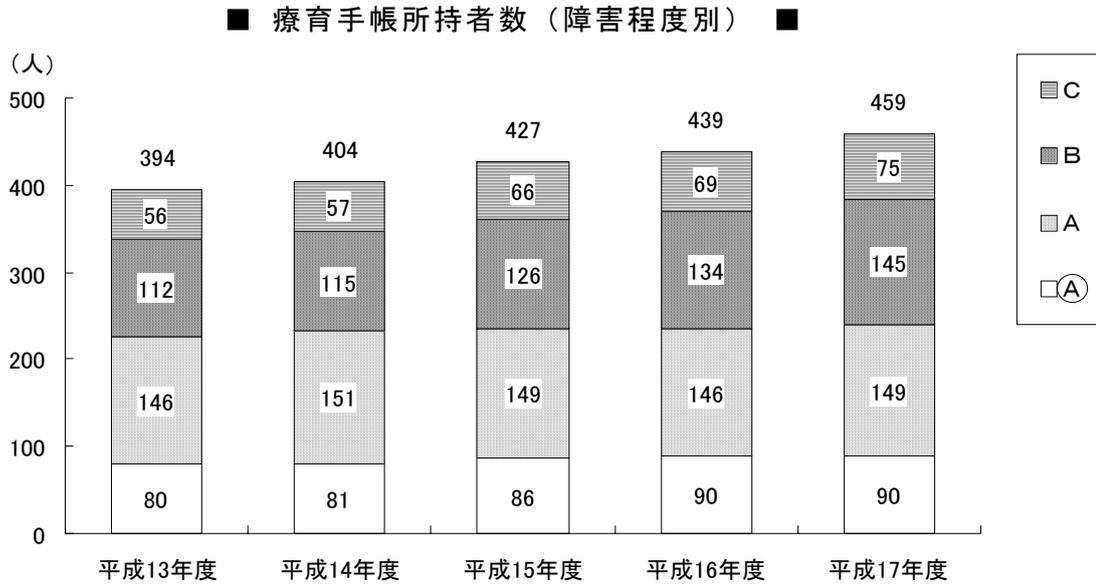


資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

3 知的障害者の状況

平成18年3月31日現在における知的障害の程度別の状況は、**Ⓐ**が90人（同19.6%）、Aが149人（全体の32.5%）、Bが145人（同31.6%）、Cが75人（同16.3%）となっています。

平成13年度の状況と比較すると、Bの割合が増加しています。



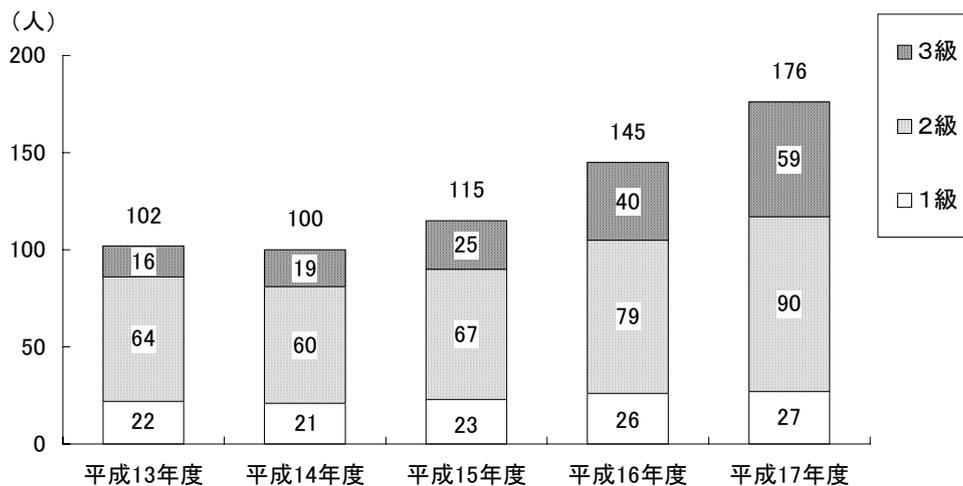
資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

4 精神障害者の状況

平成18年3月31日現在における精神障害者手帳所持者の程度別の状況は、1級が27人（全体の15.3%）、2級が90人（同51.1%）、3級が59人（同33.5%）となっています。また、年々増加傾向がみられ、特に、程度別では3級が増加しています。

なお、精神障害に関する通院医療費公費負担制度の対象者数も、年々増加しており、平成17年度では583人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別） ■



資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

■ 通院医療費公費負担制度対象者 ■

| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 463 | 498 | 547 | 583 |

資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

※通院医療費公費負担制度…精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の95%を医療保険と公費で負担する制度。

5 障害者数の推計

| | 総人口 | 身体障害者数 | 知的障害者数 | 精神障害者数 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成13年度 | 82,584 | 2,529 | 374 | 102 |
| 平成14年度 | 82,429 | 2,592 | 394 | 100 |
| 平成15年度 | 82,116 | 2,237 | 404 | 115 |
| 平成16年度 | 81,961 | 2,409 | 427 | 145 |
| 平成17年度 | 82,155 | 2,474 | 439 | 176 |
| 平成18年度 | 81,890 | 2,456 | 454 | 194 |
| 平成19年度 | 81,625 | 2,437 | 470 | 212 |
| 平成20年度 | 81,360 | 2,419 | 485 | 230 |
| 平成21年度 | 81,095 | 2,401 | 499 | 248 |
| 平成22年度 | 80,830 | 2,383 | 514 | 265 |
| 平成23年度 | 80,310 | 2,357 | 527 | 282 |

6 サービスの利用状況

(1) 居宅サービス

各種居宅サービスの利用実績は、以下のようになっています。

利用者数では大きな伸びを示しているものはありませんが、利用量では増加しているサービスもみられます。

◆身体障害者◆

| | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | | 単位 |
|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------|
| | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 時間数 | |
| 居宅介護等事業 (ホームヘルプ) | 30 | 2,767.0 | 27 | 4,579.5 | 25 | 4,164.0 | 時間/月 |
| 内 身体介護 | | 777.0 | | 1,963.0 | | 1,246.0 | 時間/月 |
| 内 家事援助 | | 1,076.0 | | 1,466.5 | | 1,987.5 | 時間/月 |
| 内 移動介護 | | 727.0 | | 941.0 | | 725.0 | 時間/月 |
| 内 日常生活支援 | | 187.0 | | 209.0 | | 205.5 | 日数/月 |
| 短期入所事業 (ショートステイ) | 3 | 213.0 | 2 | 269.0 | 5 | 65.0 | 日数/月 |

◆知的障害者◆

| | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | | 単位 |
|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------|
| | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 時間数 | |
| 居宅介護等事業 (ホームヘルプ) | 3 | 751.5 | 4 | 165.5 | 4 | 185.0 | 時間/月 |
| 内 身体介護 | | 703.5 | | 0.0 | | 0.0 | 時間/月 |
| 内 家事援助 | | 43.0 | | 93.0 | | 57.5 | 時間/月 |
| 内 移動介護 | | 5.0 | | 72.5 | | 127.5 | 時間/月 |
| 短期入所事業 (ショートステイ) | 17 | 971.0 | 16 | 1,194.0 | 12 | 1,102.0 | 日数/月 |

◆精神障害者◆

| | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | | 単位 |
|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------|
| | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 時間数 | |
| 居宅介護等事業 (ホームヘルプ) | 7 | 537.5 | 7 | 453.0 | 11 | 471.0 | 時間/月 |
| 短期入所事業 (ショートステイ) | 0 | 0.0 | 1 | 8.0 | 0 | 0.0 | 日数/月 |

資料：社会福祉課調べ（各年10月値）

◆障害児◆

| | 平成15年 | | 平成16年 | | 平成17年 | | 単位 |
|---------------------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------|
| | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 利用数 | 利用者 実人数 | 延べ 時間数 | |
| 居宅介護等事業 (ホームヘルプ) | 3 | 202.5 | 9 | 250.0 | 3 | 418.0 | 時間/月 |
| 内 身体介護 | | 0.0 | | 220.5 | | 266.0 | 時間/月 |
| 内 家事援助 | | 0.0 | | 29.5 | | 0.0 | 時間/月 |
| 内 移動介護 | | 202.5 | | 0.0 | | 152.0 | 時間/月 |
| 短期入所事業 (ショートステイ) | 11 | 126.0 | 23 | 295.0 | 7 | 613.0 | 日数/月 |
| デイサービス事業 | 0 | 0.0 | 1 | 35.0 | 1 | 94.0 | 日数/月 |

資料：社会福祉課調べ（各年10月値）

(2) 施設サービス

①日中活動系

平成17年度実績では、身体障害者58人、知的障害者111人、精神障害者23人（10月現在）が各種施設を利用しています。従って、合計192人が日中活動の施設サービスを利用しています。また、地域生活支援センターや小規模作業所の利用もあります。

◆身体障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 身体障害者更生施設 | 2 | 2 | 0 |
| 身体障害者療護施設 | 18 | 19 | 1 |
| 身体障害者授産施設 | 3 | 4 | 1 |
| 身体障害者通所授産施設 | 1 | 2 | 1 |
| 身体障害者福祉工場 | 31 | 31 | 0 |
| 身体障害者小規模通所授産施設 | 0 | 0 | 0 |
| 身体障害者小計 | 55 | 58 | 3 |

◆知的障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 知的障害者更生施設（入所） | 92 | 93 | 1 |
| 知的障害者更生施設（通所） | 0 | 1 | 1 |
| 知的障害者授産施設（入所） | 9 | 5 | 0 |
| 知的障害者授産施設（通所） | 8 | 12 | 4 |
| 知的障害者福祉工場 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者小規模通所授産施設 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者小計 | 109 | 111 | 6 |

◆精神障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 精神障害者生活訓練施設 | 0 | 2 | 2 |
| 精神障害者入所授産施設 | 0 | 1 | 1 |
| 精神障害者通所授産施設 | 1 | 2 | 1 |
| 精神障害者福祉工場 | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害者小規模通所授産施設 | 17 | 18 | 1 |
| 精神障害者小計 | 18 | 23 | 5 |

※登録者数（各年10月現在）

◆デイサービス◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|-------------|----------------|----------------|---------------|
| 身体障害者デイサービス | 1.2 | 2.7 | 1.5 |
| 知的障害者デイサービス | 4.9 | 11.1 | 6.1 |

※1日あたりの平均利用者数（各年10月現在）

◆地域生活支援センター◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|-----------------|----------------|----------------|---------------|
| 精神障害者地域生活支援センター | - | 7.2 | 7.2 |

※登録者数

◆小規模作業所◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び (人) |
|--------|----------------|----------------|---------------|
| 小規模作業所 | 13 | 14 | 1 |

※市民の利用者数

資料：社会福祉課調べ

②居住系

平成17年度実績では、身体障害者25人、知的障害者98人、精神障害者3人が各種施設を利用しています。また、グループホームを計6人、精神障害者福祉ホームを1人が利用しており、総計133人が居住系のサービスを利用しています。

◆身体障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び |
|-----------|----------------|----------------|--------|
| 身体障害者更生施設 | 2 | 2 | 0 |
| 身体障害者療護施設 | 18 | 19 | 1 |
| 身体障害者授産施設 | 3 | 4 | 1 |
| 身体障害者小計 | 23 | 25 | 2 |

◆知的障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び |
|---------------|----------------|----------------|--------|
| 知的障害者更生施設(入所) | 92 | 93 | 1 |
| 知的障害者授産施設(入所) | 9 | 5 | -4 |
| 知的障害者小計 | 101 | 98 | -3 |

◆精神障害者◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び |
|-------------|----------------|----------------|--------|
| 精神障害者生活訓練施設 | 0 | 2 | 2 |
| 精神障害者入所授産施設 | 0 | 1 | 1 |
| 精神障害者小計 | 0 | 3 | 3 |

◆GH等◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び |
|--------------|----------------|----------------|--------|
| 知的障害者通勤寮 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者グループホーム | 3 | 4 | 1 |
| 精神障害者グループホーム | 2 | 2 | 0 |
| GH等居住系サービス合計 | 5 | 6 | 1 |

◆GH等◆

| | 平成16年実績 (人) | 平成17年実績 (人) | 利用者の伸び |
|------------|----------------|----------------|--------|
| 身体障害者福祉ホーム | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者福祉ホーム | 0 | 0 | 0 |
| 精神障害者福祉ホーム | 0 | 1 | 0 |
| 3障害福祉ホーム合計 | 0 | 1 | 1 |

資料：社会福祉課調べ

7 雇用の状況

(1) 水戸公共職業安定所（笠間出張所）における雇用の状況

水戸公共職業安定所（笠間出張所）の所管内の障害者雇用状況は、平成18年度で5.15%と、全国、県に比べ、雇用率が非常に高い状況にあります。その大きな理由としては、市内（鯉淵）に茨城福祉工場があるためです。

なお、法定雇用率は、一般の民間企業で1.8%、特殊法人や県、地方公共団体では2.1%（県の教育委員会は2.0%）となっており、茨城県は1.48%と1.8%を下回っています。

■ 障害者の雇用率（ハローワーク） ■

| | 平成15年度 (%) | 平成16年度 (%) | 平成17年度 (%) | 平成18年度 (%) |
|------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 全国 | 1.48 | 1.46 | 1.49 | 1.52 |
| 茨城県 | 1.44 | 1.36 | 1.41 | 1.48 |
| 水戸公共職業安定所（笠間出張所） | 4.04 | 3.80 | 4.26 | 5.15 |

8 アンケート調査結果の概要

将来にわたって、快適に安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして策定する「障害福祉計画」等の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 障害福祉にアンケート調査概要 ■

◆ 調査設計 ◆

| | | |
|------|---|--|
| 調査対象 | 市内在住の各手帳所持者 (身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方) | |
| 標本数 | 2,289人 | |
| 調査方法 | 郵送法(郵送配布一郵送回収) | |
| 調査期間 | 平成18年8月10日～8月31日 | |
| 調査項目 | (1) 障害をお持ちの方ご本人について (2) 生活場所について (3) 将来の生活場所について (4) 日頃の活動状況について (5) 教育について | (6) 就労や活動状況について (7) 情報や相談について (8) 外出について (9) 災害時の避難について (10) 福祉サービスについて (11) 保健医療について |

◆ 回収状況 ◆

| 標本数 | 総回収数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---|--------|--------|-------|
| 2,289件 〔身体：1,893件 知的：269件 精神：127件〕 | 1,338件 | 1,326件 | 57.9% |

(1) 対象者の属性

①調査票記入者

身体障害者及び精神障害者では「本人が回答」、知的障害者では「家族が回答」が多くなっています。

(%)

| | 調査数 | 代 本人 筆 が 含 回 む 答 | 家 族 が 回 答 | の そ 他 の 回 答 人 | 無 回 答 |
|-------|-------|---------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------|
| 全 体 | 1,326 | 49.6 | 18.6 | 1.7 | 30.1 |
| 身体障害者 | 1,060 | 53.4 | 14.4 | 1.1 | 31.0 |
| 知的障害者 | 169 | 21.9 | 53.3 | 5.3 | 19.5 |
| 精神障害者 | 98 | 62.2 | 10.2 | 1.0 | 26.5 |

②年齢

年齢は、身体障害者では75歳以上が3割台半ばを占めています。知的障害者では20歳未満～29歳が58.5%と多く、精神障害者では30～39歳が31.6%と多くなっています。

(%)

| | 調査数 | 2 0 歳 未 満 | 2 0 ～ 2 9 歳 | 3 0 ～ 3 9 歳 | 4 0 ～ 4 9 歳 | 5 0 ～ 5 9 歳 | 6 0 ～ 6 4 歳 | 6 5 ～ 6 9 歳 | 7 0 ～ 7 4 歳 | 7 5 歳 以 上 | 無 回 答 |
|-------|-------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|-------------|
| 全 体 | 1,326 | 5.2 | 5.1 | 8.1 | 7.8 | 13.9 | 8.1 | 10.3 | 11.2 | 28.7 | 1.6 |
| 身体障害者 | 1,060 | 1.6 | 2.5 | 4.6 | 6.6 | 14.4 | 9.2 | 12.3 | 13.3 | 34.5 | 0.9 |
| 知的障害者 | 169 | 32.5 | 26.0 | 20.1 | 4.1 | 9.5 | 2.4 | 0.6 | 2.4 | 0.6 | 1.8 |
| 精神障害者 | 98 | 1.0 | 6.1 | 31.6 | 26.5 | 16.3 | 6.1 | 5.1 | 2.0 | 4.1 | 1.0 |

(2) 生活の場の状況と希望

①現在の住まい

現在の住まいは、いずれも「自分や家族の持ち家」が多数を占めており、特に、身体障害者では約8割となっています。また、精神障害者は、「民間の借家や賃貸アパート・マンションなど」が22.4%と、他に比べて高くなっています。

(%)

| | 調査数 | 福祉施設 | 自分や家族の持ち家 | 民間の借家や賃貸アパート・マンション等 | 県営住宅、市営住宅 | 社宅や会社の寮、官公署等の住宅 | グループホーム等の共同生活ができる住まい | その他 | 無回答 |
|-------|-------|------|-----------|---------------------|-----------|-----------------|----------------------|-----|-----|
| 全 体 | 1,326 | 7.5 | 76.8 | 7.2 | 1.4 | 1.6 | 0.3 | 1.4 | 3.8 |
| 身体障害者 | 1,060 | 6.8 | 79.1 | 5.8 | 1.6 | 2.0 | 0.2 | 1.5 | 3.1 |
| 知的障害者 | 169 | 15.4 | 68.6 | 7.1 | - | - | 1.2 | 1.2 | 6.5 |
| 精神障害者 | 98 | 3.1 | 64.3 | 22.4 | 2.0 | - | 1.0 | 2.0 | 5.1 |

②今後希望する生活形態

今後希望する生活形態としては、いずれも「自分や家族の持ち家で生活したい」が多く、特に、身体障害者は7割を超えています。

また、知的障害者は、「入所型の障害者施設」が22.5%と、他とは違った点もみられます。

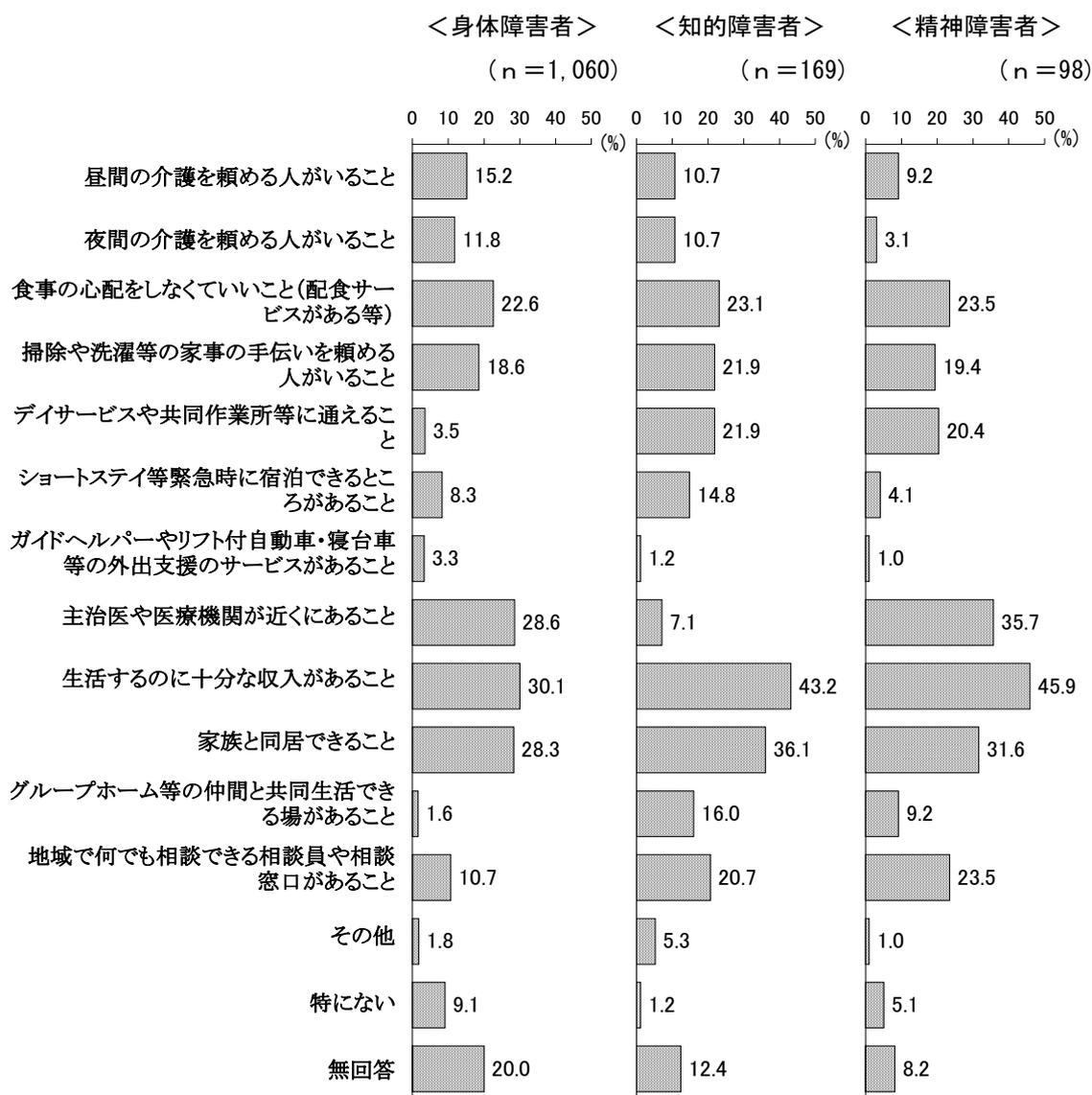
(%)

| | 調査数 | 家族のいる自宅（持ち家、借家など） | ひとりアパートなど民間の借家、公営住宅 | 社宅、寮 | 間借り、住み込み | 入所型の障害者施設 | 入所型の老人施設 | 病院 | グループホーム | その他 | わからない | 無回答 |
|-------|-------|-------------------|---------------------|------|----------|-----------|----------|-----|---------|-----|-------|-----|
| 全 体 | 1,326 | 70.7 | 3.7 | 0.4 | 0.2 | 6.9 | 4.3 | 0.8 | 1.6 | 0.3 | 6.1 | 5.1 |
| 身体障害者 | 1,060 | 73.2 | 3.1 | 0.5 | - | 5.1 | 5.1 | 1.0 | 0.5 | 0.3 | 5.9 | 5.3 |
| 知的障害者 | 169 | 55.0 | 3.0 | - | - | 22.5 | 0.6 | - | 6.5 | 0.6 | 9.5 | 2.4 |
| 精神障害者 | 98 | 66.3 | 9.2 | - | 2.0 | 5.1 | 2.0 | - | 4.1 | - | 5.1 | 6.1 |

②-1 自宅や地域で生活できる条件

自宅や地域で生活できるための条件としては、いずれも「生活するのに十分な収入があること」(身体：30.1% 知的：43.2% 精神：45.9%)が最も高くなっています。

このほか、身体障害者は「主治医や医療機関が近くにあること」が(28.6%)、「家族と同居できること」(28.3%)が続いています。知的障害者は、「家族と同居できること」(36.1%)が3割台半ばを超えています。精神障害者は、「主治医や医療機関が近くにあること」(35.7%)、「家族と同居できること」(31.6%)の2項目が続いています。



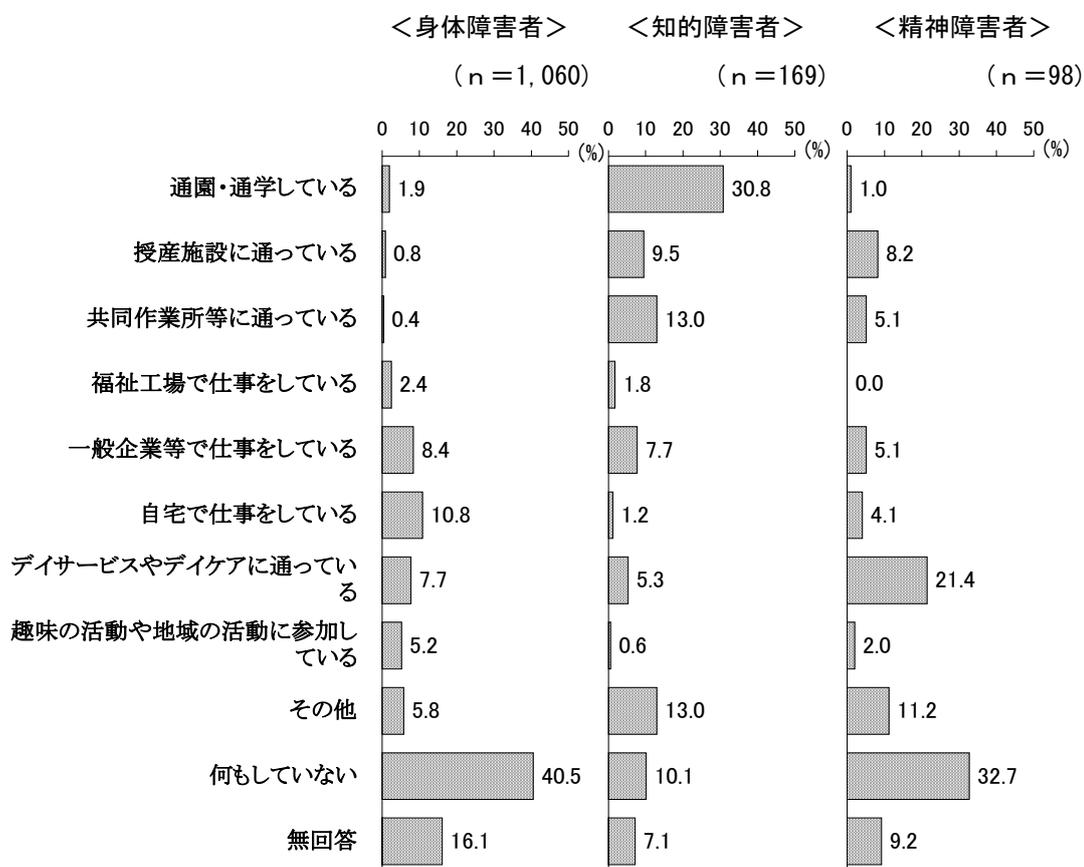
(3) 日中活動の状況と希望

①現在の活動状況

日中の主な活動としては、身体障害者では、「自宅で仕事をしている」(10.8%)、「一般企業等で仕事をしている」(8.4%)、「デイサービスやデイケアに通っている」(7.4%)が1割前後となっています。一方で、「何もしていない」(40.5%)が4割を超え他の障害種別に比べて高くなっています。

知的障害者では、「通園・通学している」(30.8%)が3割を超え最も高くなっています。

精神障害者では、「デイサービスやデイケアに通っている」(21.4%)が2割を超えていますが、「何もしていない」(32.7%)が3割を超え高くなっています。



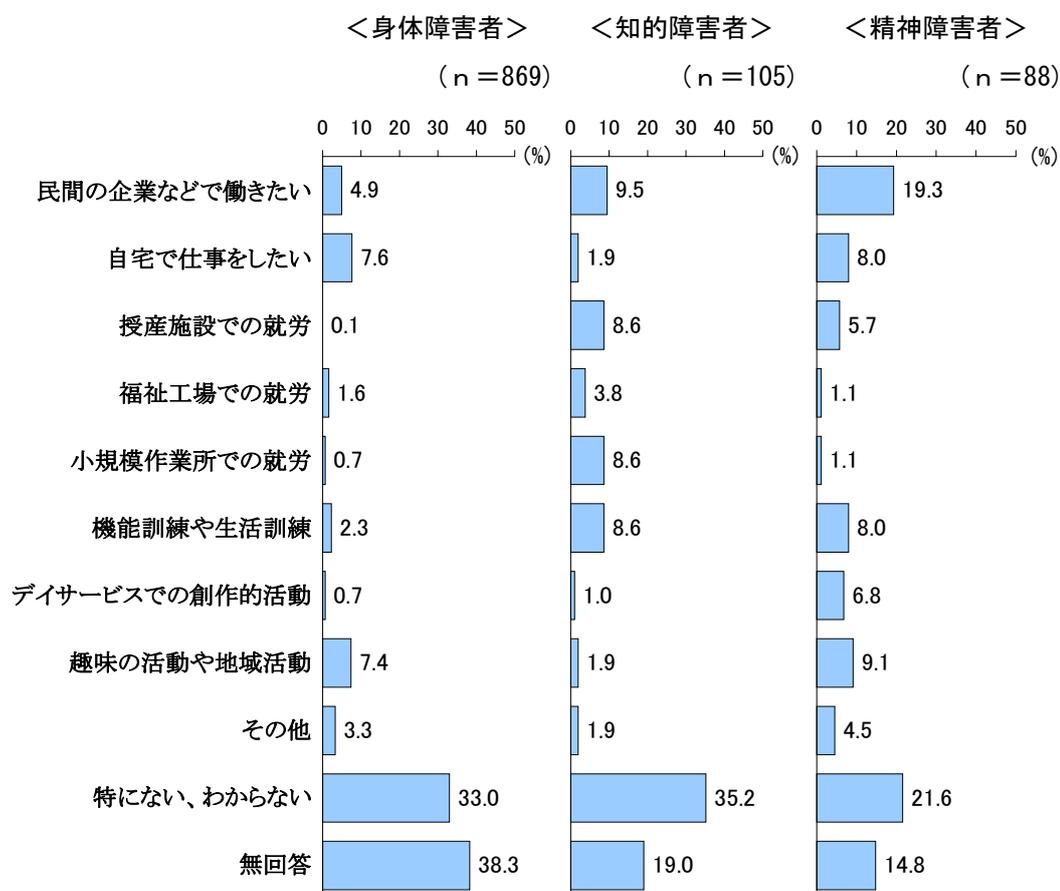
② 5年後にしたい活動

5年くらい後にしたい活動としては、いずれも「特にない、わからない」（身体：33.0% 知的：35.2% 精神：21.6%）が高くなっています。

一方で、活動したいものをみると、身体障害者では、「自宅で仕事をしたい」（7.6%）、「趣味の活動や地域活動」（7.4%）が約1割となっています。

知的障害者では、「民間の企業などで働きたい」（9.5%）、「授産施設での就労」と「小規模作業所での就労」、「機能訓練や生活訓練」（いずれも8.6%）の3項目が約1割となっています。

精神障害者では、「民間の企業などで働きたい」（19.3%）が約2割で比較的高くなっています。

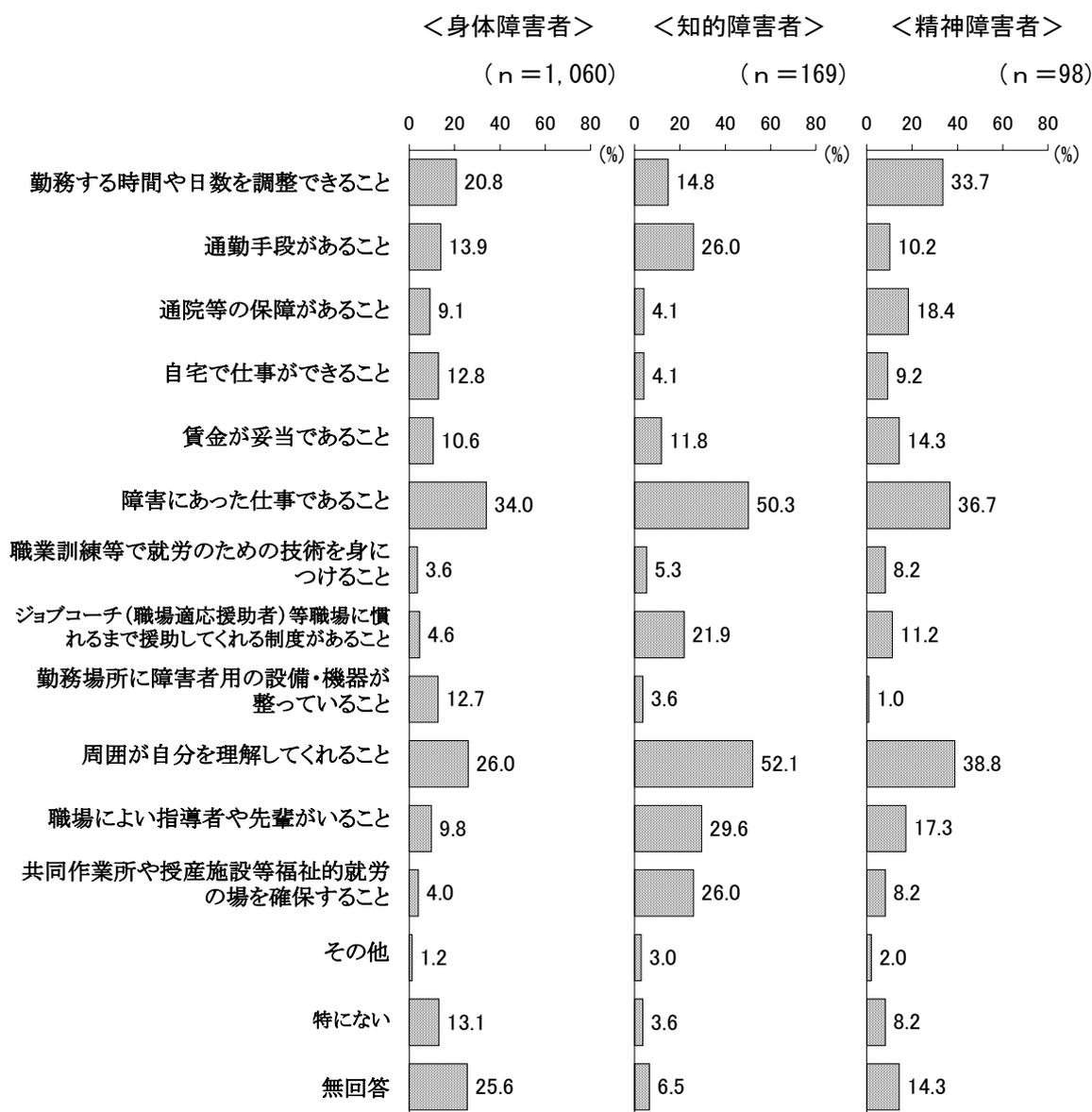


③障害のある人が働くために大切な環境整備

障害者が働くために大切な環境整備としては、身体障害者では、「障害にあった仕事であること」(34.0%)が3割台半ば近く最も高くなっており、「周囲が自分を理解してくれること」(26.0%)、「勤務する時間や日数を調整できること」(20.8%)などが2割台で続いています。

知的障害者では、「周囲が自分を理解してくれること」(52.1%)と「障害にあった仕事であること」(50.3%)が半数を超え、他の障害種別に比べて高くなっています。

精神障害者は、「周囲が自分を理解してくれること」(38.8%)と「障害にあった仕事であること」(36.7%)がおおむね並び、「勤務する時間や日数を調整できること」(33.7%)が続いています。



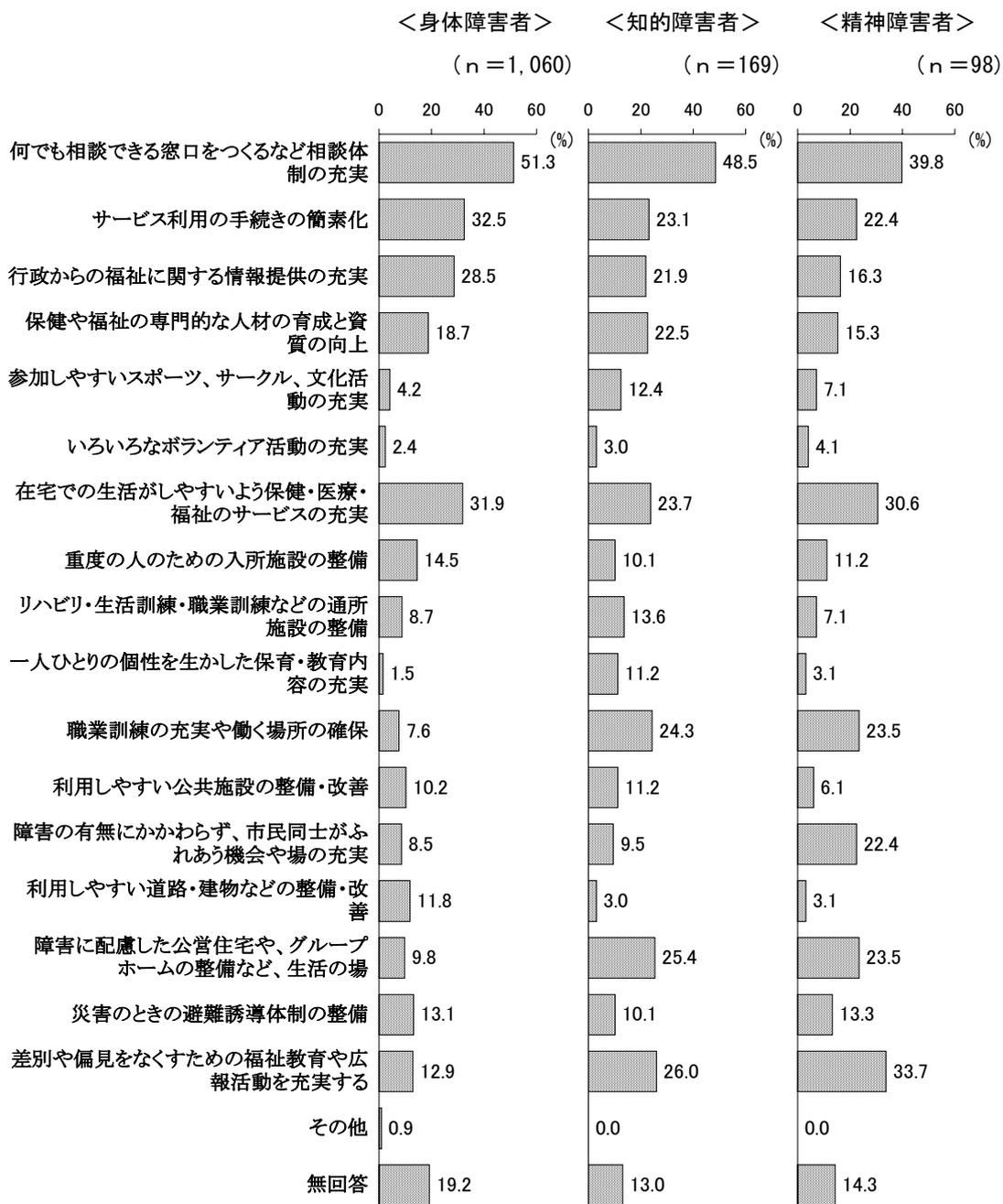
(4) 障害のある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと

障害のある人にとって住みよいまちにするため必要なこととしては、いずれも「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」(身体：51.3% 知的：48.5% 精神：39.8%)が最も高くなっており、特に、身体障害者は半数を超えています。

このほか、身体障害者では、「サービス利用の手続きの簡素化」(32.5%)や「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(31.9%)、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(28.5%)が3割前後で続いています。

知的障害者では、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」(26.0%)と「障害に配慮した公営住宅や、グループホーム整備など、生活の場」(25.4%)が2割台半ばを超え、「職業訓練の充実や働く場所の確保」(24.3%)、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(23.7%)などが僅差で続いています。

精神障害者では、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」(33.7%)と「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」(30.6%)が3割を超え高くなっていきます。



(5) まとめと課題

①生活の場

現在の生活の場としては「自分や家族の持ち家」が3障害共通で多く、今後希望する生活形態としても、「家族のいる自宅」への要望は高くなっており、在宅志向に基づいた各種施策が求められます。

その際、自宅や地域生活で生活できる条件としては、「生活するのに十分な収入があること」、「主治医や医療機関が近くにあること」、「家族と同居できること」のほか、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が必要という声が高くなっており、これらのサービスの十分な確保が課題となります。

②日中活動

日中の活動状況としては、身体障害者では「何もしていない」、知的障害者では「通園・通学をしている」、精神障害者では「デイサービスやデイケアに通っている」が多くなっています。

5年後にしていきたい活動として、今のところ3障害共通で「特にない、わからない」が多くなっていますが、一方で、精神障害者では「民間の企業などで働きたい」という声もあげられています。

今後も、民間の企業や行政、授産施設や作業所、自宅などで働く場を設けたり、デイサービスセンターなどで定期的に訓練・介護（入浴など）を受けるサービス確保は課題であり、なおかつ、「特にない、わからない」という声が多数を占めないよう、障害者が生活する上での目的づくり、そして、サービスに関する情報の周知も課題となります。

また、働くために大切な環境としては、「障害にあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」がいずれの障害者でも高くなっているとともに、知的障害者では「職場により指導者や先輩がいること」、「共同作業所や授産施設など福祉的就労の場を確保すること」、「通勤手段があること」が、精神障害者では「勤務する時間や日数を調整できること」も多くなっており、障害にあった仕事を調整できる場や機能の確保が必要です。

③行政への要望

住みよいまちづくりに必要なこととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」が3障害共通で多くなっています。

それとともに、知的障害者と精神障害者では、「職業訓練の充実や働く場所の確保」、「障害に配慮した公営住宅や、グループホーム整備など、生活の場」なども多くなっており、相談を含めたサービスの確保や意識啓発活動のほか、住居の問題や就労先についても要望があげられていることがわかります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法では、その基本理念として「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」こと「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」こと、「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことが明確に規定されています。

この計画では、障害者基本法に示された理念を踏まえ、『(案) すべての人が個性を輝かせ 自分らしく そして、支えあい 健やかに暮らせる福祉のまちづくり』を基本理念として計画を推進します。

【基本理念】(案)

すべての人が個性を輝かせ
自分らしく そして、支えあい
健やかに暮らせる福祉のまちづくり

2 基本的な視点

計画の基本理念を実現するために、次のような基本的な視点に立ち、施策の充実を図ります。

基本的視点1 ノーマライゼーションの実現

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通に生活できる、障害のある人もない人もともに生きるまちを目指す。

基本的視点2 安らぎがあり、豊かな生活の実現

障害のある人を含めすべての人が、競争社会のように能力の一面のみで疎外されないことのない、お互いに支え合って幸せを分かち合えるような、安らぎがあり、豊かな生活を送ることができるようなまちを目指す。

基本的視点3 自分らしさを追求し成長するプロセスの尊重

自分自身のいろいろな側面をありのままに受け入れることによって見つけた自分らしい生き方が、自己の形成や成長のプロセスをより豊かなものへと導いていけるようなまちを目指す。

基本的視点4 心のバリアフリーの実現

心のバリアフリーの実現により、障害を理解し、受け入れることにより人間性や自己をより深く理解しあえるようなまちを目指す。

基本的視点5 豊かなコミュニケーションのあふれる福祉のまちづくり

障害のある、ないにかかわらず、共に生活し、共に働くことで、様々な感情を分かち合い、ありのままの自分を表現したり、お互いの存在を理解しあえるような、また、誰もが人として生きている充実感を味わえるような豊かなまちを目指す。

3 基本目標

基本理念と基本的視点に基づき、次の6つの基本目標を定め、施策を推進します。

基本目標

- 1 理解と参加による福祉の推進
- 2 継続的な保健・医療サービスの提供
- 3 地域での自立生活支援の充実
- 4 雇用と就労支援の充実
- 5 とともに学びとともに育つ環境づくり
- 6 安心と安全のまちづくり

基本目標1 理解と参加による福祉の推進

市民が障害についての十分な理解を得られるよう、啓発に努めます。また、自らが関わる施策に対して、その声を反映させることができるよう、当事者参画の体制づくりに努めます。

基本目標2 継続的な保健・医療サービスの提供

住み慣れた地域で障害や疾病を抱えながらも安心して生活を送ることができるよう、障害の早期発見、早期療育体制の充実に始まる継続的な保健・医療サービスを提供していきます。

基本目標 3 地域での自立生活支援の充実

住みなれた地域で自立して生活ができるよう、相談と情報提供の質と量を向上させるとともに、一人ひとりの障害の種類や程度、多様なニーズに対応した地域生活支援の充実を図ります。

この基本目標は、別に作成される障害者自立支援法に基づく、『笠間市 第1期障害福祉計画』に該当します

基本目標 4 雇用と就労支援の充実

働く意欲のある人が、可能な限り就労に付くことができるよう、雇用の場の拡大や就労支援策の充実に取り組みます。

基本目標 5 とともに学びともに育つ地域づくり

障害の状況に応じた療育・教育の充実を図るとともに、スポーツやレクリエーション活動などを通じて、障害のある人もない人も地域の中でともに学び、ともに育ちあえる体制づくりを進めます。

基本目標 6 安心と安全のまちづくり

建物や歩道の整備など、まちのバリアフリーを推進するとともに、緊急時や災害に備えた防災体制を整備します。

4 施策の体系

| 基本目標 | 主要課題 | 施策の方向 |
|--------------------|---------------------|---|
| 1 理解と参加による福祉の推進 | (1) こころのバリアフリーの推進 | ① 広報・啓発活動の推進 ② 地域福祉とボランティアの推進 |
| | (2) 当事者参画の促進 | ① 当事者参画の促進 |
| 2 継続的な保健・医療サービスの提供 | (1) 療育体制の充実 | ① 療育体制の充実 |
| | (2) 健康づくりの推進 | ① 心と体の健康づくりの推進 ② 医療・リハビリテーションの充実 |
| 3 地域での自立生活支援の充実 | (1) 地域生活を支えるサービスの充実 | ① 在宅福祉サービスの充実 ② 経済的支援 |
| | (2) 日中活動の場の充実 | ① 活動の場の充実 ② 移動支援の充実 |
| | (3) 暮らしの場の確保 | ① 居住の場の確保 ② 施設入所への支援 |
| | (4) 相談と情報提供の充実 | ① 相談と情報提供の充実 |
| 4 雇用と就労支援の充実 | (1) 雇用・就労の促進 | ① 就労支援機能の整備充実 ② 雇用の場の拡大 ③ 就労支援事業の充実 |
| 5 とともに学びともに育つ地域づくり | (1) 障害児の保育・教育の充実 | ① 保育・教育支援の充実 ② 特別支援教育の推進 ③ 放課後対策等の充実 ④ 地域交流の促進 |
| | (2) スポーツ・文化活動への参加促進 | ① スポーツ・文化活動の促進 |
| 6 安心と安全のまちづくり | (1) バリアフリーの推進 | ① バリアフリーの推進 |
| | (2) 安心なくらしの確保 | ① 防犯・防災対策の推進 |

主に『笠間市 第1期障害福祉計画』のもとで実施

笠間市
障害者福祉計画

平成19年3月

編集・発行／笠間市 保健福祉部 社会福祉課

〒309-1792

笠間市中央三丁目2番1号

TEL 0296-77-1101（代表）



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用